

平成 23 年 12 月 10 日

## 要望項目等に関する最終整理案

### 【消費課税関係】

## 車体課税（案）

○ 自動車重量税について、次の見直しを行う。【要望・経済産業省 1、国土交通省 11、環境省 6】

(1) 次に掲げる検査自動車（車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成 27 年度燃費基準等）を満たしている検査自動車に限る。）については本則税率を適用する。ただし、下記(4)から(6)の措置の対象となる検査自動車については免税となる。

① 電気自動車

② 次に掲げる天然ガス自動車

イ 車両総重量が 3.5 t 以下の天然ガス自動車のうち、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

ロ 車両総重量が 3.5 t を超える天然ガス自動車のうち、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

③ プラグインハイブリッド自動車

④ ①から③までに掲げる検査自動車以外の検査自動車で次に掲げるもの

イ 乗用車（乗車定員 10 人以下の乗用自動車をいう。以下同じ。）及び車両総重量が 2.5 t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの（ガソリン自動車に限る。）

ロ 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸

化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

ハ 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあっては平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5% 以上燃費性能の良いもの

ニ 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

ホ 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5% 以上燃費性能の良いもの

ヘ 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）

(2) 上記(1)及び下記(3)に該当する検査自動車以外の自動車の税率を次のとおりとする。

(単位：円)

車 種		車検 期間		自家用	営業用	
検 査 自 動 車	乗 用 自 動 車	3年	車両重量0.5tごと	12,300	—	
		2年	〃	8,200	—	
		1年	〃	4,100	2,600	
	バ ス		1年	車両総重量1tごと	4,100	2,600
	ト ラ ッ ク	車両総重量 2.5 t 超	2年	〃	8,200	5,200
			1年	〃	4,100	2,600
		車両総重量 2.5 t 以下	2年	〃	6,600	5,200
			1年	〃	3,300	2,600
	特 種 車		2年	〃	8,200	5,200
			1年	〃	4,100	2,600
	小 型 二 輪		3年	定 額	5,700	4,500
			2年	〃	3,800	3,000
			1年	〃	1,900	1,500
	検 査 対 象 軽 自 動 車		3年	〃	9,900	—
			2年	〃	6,600	5,200
1年			〃	3,300	2,600	
届出 軽自 動車	検査対象外	二 輪 車	—	〃	4,900	4,100
		そ の 他	—	〃	9,900	7,800

(3) 新車新規登録から13年を経過した検査自動車について、現在の税率水準を引き続き維持する。ただし、上記(1)の措置の対象となる検査自動車については除くこととする。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、現行の特例措置を見直し、次の措置を講ずる。

① 次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税を免除する。

イ 電気自動車

ロ 次に掲げる天然ガス自動車

(イ) 車両総重量が 3.5 t 以下の天然ガス自動車のうち、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ロ) 車両総重量が 3.5 t を超える天然ガス自動車のうち、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

ハ プラグインハイブリッド自動車

ニ イからハまでに掲げる検査自動車以外の検査自動車で次に掲げるもの

(イ) 乗用車及び車両総重量が 2.5 t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）

(ロ) 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあつては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあつては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(ハ) 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基

準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

(二) 平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）

② 次に掲げる検査自動車（①に掲げるものを除く。）に係る自動車重量税の税率を 75%軽減する。

イ 乗用車及び車両総重量が 2.5 t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（ガソリン自動車に限る。）

ロ 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ハ 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあっては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

ニ 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ホ 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

③ 次に掲げる検査自動車（①及び②に掲げるものを除く。）に係る自動車重量税の税率を 50%軽減する。

- イ 乗用車及び車両総重量が 2.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの（ガソリン自動車に限る。）
- ロ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 17 年排出ガス規制（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス規制）に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上（ディーゼル自動車にあっては平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上）窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- ハ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車（ガソリン自動車にあっては平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車）のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの
- ニ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの
- ホ 車両総重量が 3.5t を超えるディーゼル自動車のバス・トラックで平成 21 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

(5) 平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けた上記(4)①に掲げる検査自動車については、当該新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用し、当該税率を 50%軽減する。

(6) 上記(4)①に掲げる検査自動車のうち、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に継続検査等を受けるものについては、当該期間中に

受ける初回の継続検査等に係る自動車重量税の税率を50%軽減する(上記(5)の適用がある検査自動車を除く。)

(7) その他所要の措置を講ずる。

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたバス車両に係る構造・設備基準の導入及び当該目標が定められたタクシー車両に係るバリアフリー性能の優れた車両の認定制度の創設に伴い、当該構造・設備基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びに当該認定を受けたユニバーサルデザインタクシーのうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する。
- 車両総重量が8tを超えるトラック等に衝突被害軽減ブレーキを搭載する場合の技術基準の導入に伴い、当該技術基準に適合した衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両総重量が8tを超えるトラック(トラクタ及びトレーラーを除く。以下同じ。)及び車両総重量が13tを超えるトラクタ(上記のエコカー減税の適用を受けるものを除く。)のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日(車両総重量が22tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクタについては平成26年10月31日)までの間に新車に係る新規検査を受けるものについて、当該新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を50%軽減する。
- 自動車重量税印紙の交換制度を平成26年10月1日までに創設する。



## 地球温暖化対策のための税（案）

○ 地球温暖化対策のための税として、次の措置を講じる。【要望・財務省 1、農林水産省 5～8】

- (1) 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする。
- (2) 「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。その結果、上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は、次のとおりになる。

	原油・石油製品 〔1kl 当たり〕	ガス状炭化水素 〔1 t 当たり〕	石 炭 〔1 t 当たり〕
現行	2,040 円	1,080 円	700 円
改正案	2,800 円	1,860 円	1,370 円

- (3) 上記の改正は平成24年10月1日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講じる。

	原油・石油製品 〔1kl 当たり〕	ガス状炭化水素 〔1 t 当たり〕	石 炭 〔1 t 当たり〕
現行	2,040 円	1,080 円	700 円
平成24年10月1日	2,290 円	1,340 円	920 円
平成26年4月1日	2,540 円	1,600 円	1,140 円
平成28年4月1日	2,800 円	1,860 円	1,370 円

- (4) 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている次の①から⑤については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用される。

- ① 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等
- ② 輸入特定石炭

- ③ 沖縄発電用特定石炭
  - ④ 輸入・国産農林漁業用A重油
  - ⑤ 国産石油アスファルト等
- (5) 次の①から⑥については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成26年3月31日までの間、免税・還付措置を設けることとする。
- ① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
  - ② 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油
  - ③ 鉄道事業に利用される軽油
  - ④ 国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料
  - ⑤ イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭
  - ⑥ 農林漁業に利用される軽油
- (6) その他所要の措置を講じる。

## 租税特別措置（案）

- 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。【要望・経済産業省 2】

## 【検討事項】

- 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。
- 地球温暖化対策については、今回「地球温暖化対策のための税」として、CO<sub>2</sub>排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行っていくこととする。
- 航空機燃料税の水準のあり方については、今後の空港整備のあり方等、空港整備勘定の枠組みの見直し等を進めていく中で、検討する。
- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。